

## 施策の柱 3

### 安心を支える福祉と医療のまち

---

令和6年度～令和8年度 of 取組

1 重度障害者の支援の充実

(1) 住まいの確保

旧石神井町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する重度障害者グループホームを誘致します。重度障害者グループホームは、ショートステイや相談機能等を付加した多機能型地域生活支援拠点とし、令和7年度中の開設を目指します。

No. 7 - 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
旧石神井町福祉園用地での重度障害者グループホーム等の開設	旧石神井町福祉園除却工事 関係機関調整・設計	設計工事	工事開設	—	開設

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(2) 地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点を整備します。

①障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」

障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業所と連携した面的な体制整備を強化します。

②重度障害者グループホームと一体となった「多機能型」

旧石神井町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する重度障害者グループホームを誘致します。重度障害者グループホームは、ショートステイや相談機能等を付加した多機能型地域生活支援拠点とし、令和7年度中の開設を目指します。

No. 7 - 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」の充実	充実	充実	充実	充実	充実
② 重度障害者グループホームと一体となった「多機能型」					
旧石神井町福祉園用地での開設【再掲】※1	旧石神井町福祉園除却工事 関係機関調整・設計	設計工事	工事開設	—	開設

※1・・・ 計画7 事業No.7-1の再掲

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

### (3) 共生型サービスを活用したショートステイの充実

障害者が身近な場所でサービスを受けられるよう、区内特別養護老人ホームの空床を利用して、共生型サービス<sup>※1</sup>を活用したショートステイ(短期入所)を令和4年3月から開始しました。その運営状況を検証しながら、拡大します。

No. 7 - 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
実施施設の拡大	1事業所で実施	拡大に向けた調整	1事業所増	—	1事業所増

※1・・・ 介護保険と障害福祉サービスを同一の事業所で一体的に提供するサービス

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

## 2 医療的ケアが必要な方への支援の充実

### (1) 医療的ケアが必要な方の通いの場の充実

新たに取得した三原台二丁目用地に、医療的ケアが必要な方の通いの場や家族支援などの機能を備えた多機能型の施設を誘致します。

関町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する生活介護事業所等を誘致します。

また、福祉園等の障害福祉サービスを実施する施設で、医療的ケアが必要な方の受入れを開始し、重症心身障害者の通所定員を拡大します。

No. 7 - 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 三原台二丁目用地での多機能型施設の誘致 関係機関調整・設計	三原台二丁目用地の取得	事業者選定 関係機関調整	関係機関調整 ・設計	関係機関調整 ・設計	関係機関調整 ・設計
★ 関町福祉園用地での生活介護事業所等の誘致 事業者選定 関係機関調整	—	—	事業者選定 関係機関調整	関係機関調整	事業者選定 関係機関調整
重症心身障害者の通所定員の拡大 定員35名	定員30名	定員31名 (1か所拡大)	定員32名 (1か所拡大)	定員35名 (2か所拡大、 2か所調整)	定員35名

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

### (2) 医療的ケアに対応したショートステイの充実

医療的ケアをしている家族の負担を軽減するため、医療的ケアに対応したショートステイの実施施設を拡大します。

No. 7 - 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
医療型ショートステイ ※1の拡大	調整	調整	調整	拡大	拡大

※1・・・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児者などを対象として実施するショートステイ

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

### (3) 医療的ケア児とその家族の相談支援の充実 ★

こども発達支援センターに配置している医療的ケア児等コーディネーターが、サービスの利用計画に関する相談の他、医療的ケア児の地域生活に関わる様々な相談に対し、保健相談所や福祉事務所、医療機関、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら対応します。あわせて、民間事業所で活動している医療的ケア児等コーディネーターへの支援を通じ、身近な地域における相談支援体制を充実します。

また、ペアピア相談員(医療的ケア児を育てた経験のある家族)による相談支援を実施します。

No. 7 - 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①コーディネーターによる相談支援の充実	開始	充実	実施	実施	充実
②ペアピア相談員による相談支援の実施	開始	実施	実施	実施	実施

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

### 3 重度化・高齢化対応と日中活動後の支援の充実

#### (1) 福祉作業所における生活介護事業の開始

福祉作業所に通所する障害者の重度化・高齢化が進行していることから、通い慣れた施設への通所継続を図るため、民営化する際に生活介護事業を開始します。

No. 7 - 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
福祉作業所における生活介護事業の開始(3か所)	福祉作業所における生活介護事業の開始(1か所)	1か所開始 1か所調整	1か所開始 1か所調整	1か所調整	2か所開始

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

#### (2) 日中活動後の支援の充実 ★

家族の介護負担の軽減や就労等を支援するため、区立福祉園等(指定管理者施設)や民間事業所において、所定の利用時間後に、施設を活用した居場所の提供について検討します。

移動支援の利便性を向上させることにより、日中活動後の余暇活動等における活用を促進します。

No. 7 - 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
日中活動後の施設の活用	—	検討	1か所調整	1か所開始 1か所調整	1か所開始 1か所調整
移動支援の充実	実施	実施	充実	実施	充実

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課、障害者サービス調整担当課

## 4 就労支援の充実

①障害特性や個々の能力に応じた多様な働き方が出来るよう、企業や支援機関との連携を強化し、安定した就労へ結び付けるとともに、特に離職率が高い就職後初期の支援を強化することにより、離職を防止します。

②重度障害等のある方が就労継続できるよう、介護者が通勤や勤務時間中の支援を行う重度障害者等就労支援事業を実施します。

③障害者施設において、自主生産品の販路拡大や魅力的な商品開発を後押しするため、経営コンサルタントや商品デザイナーの活用を支援するとともに、電子決済の導入やホームページの作成など、ICT導入の支援を行い、工賃向上を図ります。

④農業者との連携により、農産物の加工・販売や農作業等を行う農福連携の取組を推進します。

No. 7 - 9		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 就労支援の充実					
特別支援学校およびレインボーワークから一般就労した年間の障害者数 年間98人	年間85人(見込)	年間91人	年間91人	年間98人	年間98人
★ 初期集中支援体制の強化	実施	実施	強化	実施	強化
★ ②重度障害者等就労支援事業の実施	検討	開始	実施	実施	実施
③ 就労支援の充実/福祉的就労への支援					
経営コンサルタント等活用の支援 年間5施設	実施 (年間5施設)	実施 (年間5施設)	実施 (年間5施設)	実施 (年間5施設)	実施 (年間5施設)
★ ICTを活用した工賃向上支援の実施	—	検討	実施	実施	実施
④農福連携の取組件数 計46件	計43件	1件	1件	1件	3件

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課、障害者サービス調整担当課

## 5 障害特性に応じたきめ細やかな対応

### (1) 障害者の意思疎通支援事業の充実

聴覚障害や視覚障害など、個々の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を充実することにより、共生社会の実現を目指し、「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を令和4年6月に制定しました。

ICTを活用した相談窓口の充実や遠隔手話通訳の設置場所の拡大、障害者とのコミュニケーションガイドブックを活用したコミュニケーションサポーターの養成研修、手話言語の普及啓発のため条例の紹介動画の作成などの意思疎通支援事業により障害者の意思疎通支援を充実します。

No. 7 - 10		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ ICT相談窓口の充実	実施	充実	充実	充実	充実
★ 遠隔手話通訳設置場所の拡大	検討	拡大	拡大	拡大	拡大
★ コミュニケーションサポーター養成研修の実施 年間40人	実施 (年間40人)	実施 (年間40人)	実施 (年間40人)	実施 (年間40人)	実施 (年間40人)
★ 条例紹介動画の作成・手話言語の普及啓発	検討	作成・実施	実施	実施	実施

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課、障害者サービス調整担当課



## (2) 障害児一時預かり事業の実施

練馬区在住の障害児および発達に心配のある児童の保護者が疾病などの理由により一時的に保育が必要となった際に、こども発達支援センターで一時預かり事業を実施し、児童とその保護者の健康、福祉の増進を図ります。

No. 7 - 11		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
障害児一時預かり事業の実施 利用者数延1,000人	実施 (利用者数延800人)	実施 (利用者数延900人)	実施 (利用者数延950人)	実施 (利用者数延1,000人)	実施 (利用者数延1,000人)

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

## (3) 介護人材の確保・育成・定着<sup>※1</sup>【再掲】

複合化・複雑化した区民の生活上の課題に対応する人材の確保・育成を促進するため、練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合しました。統合後の研修センターにおいて、各分野の専門研修に加え、地域共生社会や介護者支援など、介護サービスと障害福祉サービスの共通課題を学ぶ研修を充実し、職員の対応力の向上を支援していきます。

No. 5 - 9の再掲		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬福祉人材育成・研修センター事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施

※1・・・ 計画5 事業No. 5 - 9の再掲

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課  
福祉部 障害者サービス調整担当課

#### (4)ペアレントトレーニングの実施・障害児のきょうだい児支援 ★

- ①発達に課題を抱える児童の保護者や養育者を対象に子育てに関する講座(ペアレントトレーニング)を実施します。講座に参加した保護者や養育者を対象にフォローアップ講座を開催し継続的に子育ての支援を実施します。
- ②障害児が兄弟姉妹にいる児童を対象に、障害理解のための講座や子どもたち同士の交流を目的としたレクリエーション活動を実施します。レクリエーション活動を通して児童の不安解消の促進と支援に取り組みます。

No. 7 - 12		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① ペアレントトレーニング等の実施	—	検討	実施	実施	実施
② 障害児のきょうだい児支援の実施	—	検討	実施	実施	実施

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課、障害者サービス調整担当課

#### (5)精神障害者等への支援の充実

長期入院患者の地域移行・定着支援のため、医療・福祉等関係団体などに調査を行い、更なる精神障害者への支援を検討し、実施します。

No. 7 - 13		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
長期入院患者の地域移行・定着の支援	実施	調査実施・分析	更なる支援策の検討	充実	充実

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課  
健康部 保健相談所

令和6年度～令和8年度 of 取組

1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの深化

令和4年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果を踏まえ、家賃等の固定費の負担を軽減するため、低廉な家賃の住居への転宅を希望する世帯に対し、引っ越し費用や敷金・礼金など転居に要する費用を助成します。子育てや家事などの支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、ひとり親家庭ホームヘルプサービスなどの在宅サービスを充実します。早期に区のひとり親支援策につなぐため、離婚前後の親を対象とした支援講座を実施します。また、養育費確保に向けた更なる支援として、ADR<sup>※1</sup>利用支援事業を充実します。

No. 8 - 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 転宅費用助成の実施	検討	開始	実施	実施	実施
★ ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実	実施	実施	充実	実施	充実
★ 離婚前後親支援講座の実施	検討	開始	実施	実施	実施
★ ADR(裁判外紛争解決手続) <sup>※1</sup> 費用助成の充実	検討	充実	実施	実施	充実

※1・・・ 裁判ではなく、法務省が認証した民間機関が調停を行い、話し合いで紛争を解決する方法

事業実施課： 福祉部 生活福祉課

## 2 生活困窮者への支援体制の強化

生活にお困りの方の相談窓口である生活サポートセンターで、オンライン相談を開始します。また、円滑に支援につながるよう、生活保護制度に関するAIチャットロボットによる情報提供を開始します。石神井再開発ビル内への新たな生活サポートセンターの設置に向けて調整を進めるとともに、石神井庁舎などにおける定期的な相談や個別訪問などのアウトリーチ事業を実施します。

No. 8 - 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★生活サポートセンターでオンライン相談を実施	検討	開始	実施	実施	実施
★AIチャットロボットによる情報提供	検討	開始	実施	実施	実施
石神井庁舎での相談・アウトリーチ相談の実施	実施	実施	実施	実施	実施
★石神井公園駅南口西地区の再開発ビルへの生活サポートセンター設置に向けた準備	調整	調整	調整	準備	準備

事業実施課：福祉部 生活福祉課

### 3 生活保護受給世帯に対する自立支援の充実

生活保護の新規受給世帯の増加に対応し、きめ細やかなサポートを行うため、今後も適正なケースワーカーの人員を確保します。「就労自立の促進」「生活自立の促進」「次世代育成支援」「適正支給の強化」を4つの重点項目として、生活保護受給世帯の自立支援に取り組みます。特に、就労自立については、求人開拓・事業者とのマッチング・就労定着支援を行う就労サポーターを増員するとともに、ケースワーカー、ハローワーク等が連携して、生活困窮から生活保護に至るまで、切れ目のない支援を実施します。

No. 8 - 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
就労支援の推進	実施	充実	充実	実施	充実

事業実施課：福祉部 生活福祉課

### 4 若年女性への支援の強化 ★

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるようにするため、困難女性支援に関する基本計画を策定し、支援調整機能の強化や居場所事業等を実施します。

No. 8 - 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
困難女性支援に関する基本計画の策定に基づく支援の実施	検討	策定	実施	実施	実施
若年女性のための居場所事業の実施	検討	検討	実施	実施	実施

事業実施課：総務部 人権・男女共同参画課  
福祉部 生活福祉課

## 5 児童相談体制「練馬区モデル」の強化<sup>※1</sup>【再掲】

東京都が令和6年度に設置する(仮称)東京都練馬児童相談所との連携を更に深め、子どもを虐待から守り、子育て家庭を支援するための児童相談体制の充実を図ります。

子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるようにするため、子ども家庭支援センターに専門職員の増員を行い、地域におけるきめ細かく継続的な支援を強化します。

また、都児相職員と連携し、区心理職によるCAREプログラム<sup>※2</sup>を実施するなど、保護者支援を拡充します。

さらに、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子と一緒に入所できる親子入所型ショートステイを新たに実施します。

No. 2 - 2の再掲		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 迅速かつ一貫した児童虐待への対応強化					
都区の連携強化 充実	調整	充実	実施	実施	充実
② 子ども家庭支援センターの体制強化					
専門職員等の増員	心理9人、福祉33人、 保健師8人、会計年度 任用職員相談員8人	増員	増員	増員	増員
③ 保護者支援の拡充					
★ 支援プログラムの 充実	充実	充実	実施	実施	充実
④ ショートステイ事業の充実					
★ 親子入所型 ショートステイ の実施	調整	開始	実施	実施	実施
子どもショート ステイの充実 (4か所)	実施 (3か所)	充実 (1か所開始)	実施	実施	充実 (1か所)

※1・・・ 計画2 事業No.2-2の再掲

※2・・・ C(Child子ども) A(Adult大人の) R(Relationship関係を) E(Enhancement強化する)。  
子どもとより良い関係を築く時に大切な養育のスキルを体験的に学ぶことができるプログラム

事業実施課： こども家庭部 子ども家庭支援センター

## 6 ヤングケアラーへの支援の充実<sup>※1</sup>【再掲】

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、学校とスクールソーシャルワーカーの連携を強化します。ヤングケアラーチェックシートを活用し、関係機関が円滑に連携できるようにします。

子ども家庭支援センターでは、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーチェックシート等により把握した子どもの状況を踏まえ、必要に応じて、情報共有と支援の調整を図り、支援方針を決定します。

子どもが担っているケアの負担を軽減するため、介護保険法や障害者総合支援法に基づくホームヘルプ・ショートステイなど、福祉・教育・子育て等の関係者が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援につなげます。

No. 4 - 15の再掲		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 学校とスクールソーシャルワーカーの連携による早期発見の充実	実施	充実	実施	実施	充実
★ ヤングケアラーコーディネーターの配置	検討	配置	継続	継続	配置
★ 一人ひとりに応じた支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施

※1・・・ 計画4 事業No. 4 - 15の再掲

事業実施課： 教育振興部 教育指導課、学校教育支援センター  
 こども家庭部 子ども家庭支援センター  
 福祉部、高齢施策担当部、健康部、こども家庭部内の支援を実施する課

令和6年度～令和8年度の取組

1 地域活動の推進 ★

①地域活動に参加したい区民の背中を後押しするため、学びやスキルアップ、地域とのつながりができる場として「つながるカレッジねりま(福祉分野)」を引き続き開講します。修了生が各分野で活躍できるよう、町会・自治会をはじめ、人材を求める団体とのマッチングを行っていきます。

②高齢者をよりきめ細やかに支えるため、日常生活圏域を4地区から地域包括支援センターに合わせ27地区に変更します。

生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1名ずつ配置し、支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ体制を強化するとともに、元気高齢者を団体の活動の担い手としてつなぎ、活躍の場を広げます。また、支援関係者間で情報共有するための仕組みを導入します。

③年齢、性別、障害の有無や国籍などの違いにかかわらず、多様な人達が共に地域で活躍できるようにするため、多様な人が社会参加する上でのバリアを理解し、ユニバーサルデザインについて継続的に学ぶ講座を新設します。また、小中学校でのユニバーサルデザイン体験教室の実施数を増やすなど、ユニバーサル社会を実現するための取組を推進していきます。

No. 9 - 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①「つながるカレッジねりま(福祉分野)」の実施	実施	実施	実施	実施	実施
②生活支援コーディネーター体制の拡充【再掲】※1	2人体制 4地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区
③ユニバーサル社会づくりの推進					
講座の充実	実施	充実	充実	充実	充実
体験教室の充実	実施	充実	充実	充実	充実

※1・・・ 計画5 事業No.5-1の再掲

事業実施課： 福祉部 管理課  
高年齢施策担当部 高齢者支援課



## 2 重層的な支援体制の強化 ★

①地域福祉コーディネーターを増員し、区内4か所の「ボランティア・地域福祉推進センター(コーナー)」に配置します。区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、個別訪問を実施するほか、相談に応じ、適切な支援につなげます。

②長期間ひきこもり状態にある方等に対し、社会参加のきっかけづくりとなるよう、居場所支援を実施します。居場所提供から就労準備・職場定着支援まで行う「あすはステーション」を区西部に増設します。

No. 9 - 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①アウトリーチ型の支援体制の強化	開始 (2人体制)	充実 (4人体制)	実施	実施	充実 (4人体制)
②社会参加に向けた居場所支援の充実	開始	実施	実施	充実	充実

事業実施課：福祉部 生活福祉課

## 3 権利擁護支援事業の充実 ★

身寄りのない高齢者等が安心して人生を全うできるよう、権利擁護センターに終活相談窓口を設置します。権利擁護に関するニーズや課題を把握・分析し、成年後見制度の利用に至る前のサービスを充実します。また、後見人候補者の選択肢を増やし適切な後見人が選任されるよう、法人後見を実施する団体への人的・財政的支援を充実します。

No. 9 - 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
終活支援窓口の設置	検討	開始	実施	実施	実施
権利擁護事業の充実	検討	充実	充実	充実	充実

事業実施課：福祉部 管理課

#### 4 再犯防止を推進するための取組 ★

就労・住居の確保や福祉サービスの提供などにより、出所者等の社会的な孤立を防ぐとともに社会復帰を支援するため、再犯防止推進計画を次期地域福祉計画に位置付け、継続的に支援に取り組みます。また、(仮称)再犯防止支援会議を設置し、個別ケースごとに保護司等を交えて支援策の検討を行い、総合福祉事務所や生活サポートセンターなど必要な支援先につないでいきます。

No. 9 - 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
再犯防止推進計画の策定に基づく支援の実施	検討	策定	実施	実施	実施
(仮称)再犯防止支援会議の設置、個別支援の実施	検討	検討	設置	実施	実施

事業実施課：福祉部 管理課

**令和6年度～令和8年度の取組**

**1 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備**

練馬光が丘病院跡施設を活用し、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和7年度の開設を目指します。移転後の練馬光が丘病院と連携し、入院から在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを目指します。医療分野では、地域包括ケア病床および療養病床に加え、区内初となる緩和ケア病床を有する157床の病院を整備します。

No. 10 - 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
開設	工事(一部) <sup>※1</sup>	工事 <sup>※1</sup>	開設	—	開設
改修工事費負担金の支出(完了) 設備整備費補助(完了)	—	改修工事費負担金の支出 設備整備費補助	—	—	改修工事費負担金の支出(完了) 設備整備費補助(完了)

※1・・・ 工事は共同事業体「J S Kグループ」が実施します。

事業実施課： 地域医療担当部 医療環境整備課  
福祉部 障害者施策推進課  
高齢施策担当部 高齢社会対策課、介護保険課

**2 災害時や感染症拡大時に備えた医療体制の整備**

順天堂練馬病院の新病棟整備を支援し、災害時の応急処置等の対応スペースや備蓄物資等の保管場所、感染症拡大時における感染症患者の隔離スペース等を確保するとともに、増床に向けた調整を進め、医療提供体制の強化を図ります。

No. 10 - 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議

事業実施課： 地域医療担当部 医療環境整備課

### 3 新たな病院整備の検討

練馬区医療施策検討委員会からの提言を踏まえ、区内の病院配置状況を考慮しながら、今後の医療需要等を見据えた医療機能を有する新たな病院の誘致を目指します。

No. 10 - 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
関係機関との調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議

事業実施課： 地域医療担当部 医療環境整備課

### 4 在宅医療提供体制の充実

在宅で医療と介護が必要となったときに誰もが安心して療養生活が送れるよう、練馬区医師会医療連携在宅医療サポートセンターと連携し、在宅医療を行う医療機関の休日夜間診療を支援するモデル事業を実施します。あわせて他科連携支援体制の検討をするなど、在宅医療提供体制のさらなる充実を図ります。

また、区民自身が望む医療や介護を自ら選択できるよう、ACP(人生会議)<sup>※1</sup>や在宅療養の普及啓発を強化します。

No. 10 - 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターと連携した在宅医療提供体制の充実	実施	充実	実施	実施	充実
★ ACP <sup>※1</sup> の普及啓発	—	開始	実施	実施	実施

※1・・・ Advance Care Planning（人生会議）とは、もしものときのために、医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと

事業実施課： 地域医療担当部 地域医療課

## 5 練馬区感染症ネットワークの推進

新型コロナウイルス感染症対応において、日頃から区医師会や医療機関との連携を図っていたことで、新型コロナワクチン接種体制「練馬区モデル」やPCR検査等の実施体制の構築、自宅療養者に対する医療的支援事業「三つの柱」等の対策を速やかに講じることができました。

令和5年3月には、医師会、病院、高齢者・児童施設や学校等の関係機関で構成する「練馬区新型インフルエンザ等感染症対策ネットワーク会議」を設置し、感染拡大時に的確な対応が取れる体制を整備しています。

引き続き、平時から会議の開催や効果的な手法により感染症情報を共有するとともに、今後起こりうる新興・再興感染症発生時に迅速に実効性のある取り組みを実施できるよう関係機関との密接な連携を一層推進します。

No. 10 - 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬区感染症ネットワーク会議の開催	開催	実施	実施	実施	実施

事業実施課：健康部 保健予防課

令和6年度～令和8年度 of 取組

1 区 of 特色を生かした健康づくり

区内の自然や区 of 魅力を感じながらウォーキングができるよう、健康管理アプリ「ねりまちてくてくサブリ」 of コンテンツを充実します。加えて、健康に関心を持ち継続して身体を動かすきっかけづくりのため、健康インセンティブ事業を実施します。

また、児童館等で食育体験を行い食育を推進する「ちゃんとごはん」プロジェクトを高松みらいのはたけで実施するなど対象施設を拡大するとともに、ねりま of 食育応援店等との連携により、栄養バランスがとれた食事を体験し学べる機会を設けます。

No. 11 - 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末 of 現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサブリ」					
コンテンツ of 充実	充実	充実	充実	充実	充実
健康インセンティブ事業 of 実施	実施	実施	実施	実施	実施
「ちゃんとごはん」プロジェクト of 拡充					
★ 対象施設 of 拡大	実施	拡大	実施	実施	拡大
★ 食育応援店等 of 連携	—	開始	充実	充実	充実

事業実施課：健康部 健康推進課、保健相談所

## 2 ナッジ理論や健診データを活用した受診勧奨

健診(検診)を「受けてみようかな」と思わせるよう案内を工夫し、受診率の向上につながるよう、健診(検診)を受ける行動を後押しするナッジ理論を用いた案内を実施します。

また、国保特定健診を受診した区民の中で、健診結果の血圧の値が受診勧奨値に該当するハイリスク者で医療機関未受診の方を対象に受診勧奨通知を発送し、正しい健康情報の提供と医療機関の受診を促します。

No. 11 - 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 受診率向上に向けたがん検診等案内の工夫	検証	実施	実施	実施	実施
★ 個別勧奨の実施	計画作成準備	計画作成・実施	実施	実施	実施

事業実施課： 区民部 国保年金課  
健康部 健康推進課、保健相談所

### 3 がん対策の推進

#### (1) がん検診における同時受診の拡充

練馬区医師会や医療機関の協力のもとで、仕事や子育て等で忙しい方々が健康診査と複数のがん検診を同時に受診できる医療機関を充実します。

No. 11 - 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 同時受診可能な医療機関の充実	現状把握と課題の整理	協議	充実	充実	充実

事業実施課：健康部 健康推進課

#### (2) がん患者および家族の支援

がん患者が住み慣れた地域で治療と仕事・子育てなどを両立できるように、ウィッグなどアピアランスケア用品の助成を行うとともに、東京都がん診療連携拠点病院である順天堂大学医学部附属練馬病院がん相談支援センターや患者団体、患者や家族を支える関係者と連携し、がん患者のQOL向上に向けた取組を行います。

No. 11 - 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ ①ウィッグ等購入費用の助成	準備	開始	実施	実施	実施
②がん患者等支援連絡会の開催	実施	実施	実施	実施	実施
③順天堂練馬病院がん相談支援センターとの連携事業の充実	実施	充実	充実	充実	充実
★ ④がんに関する相談窓口等情報の周知、普及啓発(リーフレットの作成)	—	作成・実施	実施	実施	実施

事業実施課：健康部 健康推進課



#### 4 こころの健康問題を抱える方等への支援

NPO法人と連携した相談支援や、LINEやアプリ等により広く情報を発信し、適切な相談窓口につながります。また、区内の経営者等向けのメンタルヘルスケア講座や若年者のゲートキーパー(自殺防止対策の要となる人材)育成強化にむけて、高校生を対象とした養成講座を実施します。

三次救急に指定された順天堂練馬病院と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援します。

No. 11 - 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ NPO法人と連携した悩み相談事業の実施	—	開始	実施	実施	実施
LINEやアプリ等を活用した情報発信の強化	・LINE等を活用した相談窓口の周知 ・コラムの掲載	充実	充実	充実	充実
★ メンタルヘルスケア講座の実施 年間30人	—	開始 (年間30人)	実施 (年間30人)	実施 (年間30人)	実施 (年間30人)
ゲートキーパー養成講座の実施 計21回実施、延1,050人	実施 (年7回、350人)	実施 (年7回、350人)	実施 (年7回、350人)	実施 (年7回、350人)	実施 (計21回、 延1,050人)
★ 自殺未遂者支援事業の実施	—	開始	実施	実施	実施

事業実施課：健康部 保健予防課、保健相談所

